

平成 23 年 12 月 22 日

建設工事における下請負の取扱い措置について

関係事業者 各位

茨城町長 小林 宣夫

建設工事における下請負については、工事の適正かつ確実な施工を確保するために、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 22 条において一括下請負を禁止する等法令により厳しく管理されております。

茨城町では、こうした法令等の制定趣旨に沿った下請等の管理を行うこととしています。

建設工事をめぐるこうした状況を踏まえ、各建設業者におかれましては、適正な施工体制の確保のために、これからも適切な下請負関係を維持してくださるようお願いいたします。

1. 一括委任又は一括下請負の禁止

一括下請負は、建設業法第 22 条（一括下請負の禁止する）により禁止されております。

●一括下請負とは

建設業者は、その請負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。

したがって、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

(1) 請負った建設工事の全部またはその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 請負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

※「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。